

# 福井県丹南広域組合規約

平成 2 年 5 月 29 日  
福井県指令市第 632 号  
福井県知事許可  
改正平成 3 年 4 月 1 日 福井県指令市第 448 号  
改正平成 6 年 4 月 1 日 福井県指令市第 662 号  
改正平成 7 年 4 月 1 日 福井県指令市第 710 号  
改正平成 11 年 4 月 1 日 福井県指令市第 443 号  
改正平成 15 年 10 月 8 日 福井県指令市第 1463 号  
改正平成 17 年 3 月 18 日 福井県指令市第 388 号  
改正平成 17 年 9 月 29 日 福井県指令市第 1371 号  
改正平成 19 年 1 月 12 日 福井県指令 18 市第 1635 号  
改正平成 19 年 4 月 1 日 福井県指令市第 356 号  
改正平成 23 年 3 月 30 日 福井県指令市第 304 号

## 第 1 章 総則

(組合の名称)

第 1 条 この組合は、福井県丹南広域組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する市町)

第 2 条 組合は、次に掲げる市町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。

鯖江市 越前市 池田町 南越前町 越前町

(共同処理する事務)

第 3 条 組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。

- (1) 事業計画の策定に関すること。
- (2) 次に掲げる圏域の地域振興整備事業の実施に関すること。
  - ア 広域人材育成・活用事業
  - イ 広域産業振興事業
  - ウ 広域観光事業
  - エ 広域国際・地域間交流促進事業
  - オ 広域教育文化・スポーツ振興事業
  - カ 広域情報化推進事業
  - キ 広域福祉対策事業
  - ク その他個性的で魅力ある圏域づくりに資する広域事業
- (3) 青少年愛護補導に関すること。
- (4) 広域電子計算組織の管理運営に関すること。
- (5) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 14 条に規定する介護認定審査会に関すること。
- (6) 障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 15 条に規定する市町村審査会に関すること。

(事務所の位置)

第 4 条 組合の事務所は、越前市瓜生町福井県産業振興施設管理会議棟内に置く。

## 第 2 章 組合の議会

(議会の組織)

第 5 条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は 20 人とし、関係市町の定数は、それぞれ次のとおりとする。

鯖江市 5 人 越前市 6 人 池田町 2 人 南越前町 3 人 越前町 4 人

(組合議員の選挙の方法)

第6条 組合議員は、関係市町の議会において、それぞれの当該議会の議員の中から選挙する。

2 組合議員に欠員を生じたときは、その欠員を生じた関係市町において、速やかに補欠選挙を行わなければならない。

(組合議員の任期)

第7条 組合議員の任期は、関係市町の議会の議員としての任期とする。

### 第3章 組合の執行機関

(執行機関の組織および選任の方法)

第8条 組合に管理者、副管理者および会計管理者を置く。

2 管理者は、関係市町の長が互選する。

3 副管理者は、管理者以外の関係市町の長および管理者の属する市町の副市町長の職にある者をもって充てる。

4 管理者に事故あるとき、または管理者が欠けたときは、あらかじめ管理者が指定した副管理者がその職務を代理する。

5 会計管理者は、管理者の属する市町の会計管理者の職にある者をもって充てる。

6 管理者および副管理者の任期は、当該市町の長および管理者の属する市町の副市町長としての任期とする。

(監査委員)

第9条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は管理者が組合議会の同意を得て、組合議員および関係市町の知識経験を有する監査委員の中からそれぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、組合議員の中から選任される者にあつては組合議員の任期とし、関係市町の知識経験を有する監査委員の中から選任される者にあつては当該市町の監査委員の任期とする。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うものとする。

(事務局)

第10条 組合に事務局を置く。

2 事務局に事務局長その他必要な職員を置く。

3 前項に規定する職員は、管理者がこれを任免する。

### 第4章 組合の経費

(経費の支弁の方法)

第11条 組合の経費は、次の各号に掲げる収入をもって支弁する。

(1) 関係市町の負担金

(2) 国または県からの補助金

(3) 地方債

(4) 財産から生ずる収入

(5) その他の収入

2 前項第1号に掲げる関係市町の負担金の額は、管理者が毎年度組合議会の議決を経て定める。

### 第5章 ふるさと市町村圏基金

(基金の設置)

第 12 条 ふるさと市町村圏の振興整備に資するため、ふるさと市町村圏基金（以下「基金」という。）を設置する。

（関係市町からの出資）

第 13 条 関係市町は、別表に定める割合により基金に出資するものとする。

（出資金総額相当額の処分制限）

第 14 条 基金のうち関係市町からの出資金総額相当額については、処分することができない。ただし、ふるさと市町村圏の振興整備を推進するための財源に充てる場合は、この限りでない。

（基金財産に対する関係市町の権利）

第 15 条 基金財産に対する関係市町の権利は、各市町の出資割合による。

#### 附 則

- 1 この規約は、平成 2 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この規約の施行前に組合議員の選挙が、第 6 条の例により行われた場合には、当該選挙により選挙された者を同条の規定により選挙された組合議員とみなす。

附 則（平成 3 年福井県指令市第 448 号）

- 1 この規約は、福井県知事の許可のあった日から施行する。
- 2 組合は、平成 3 年 3 月 31 日を限り解散する武生市ほか五カ町村青少年愛護センター組合の事務を承継する。

附 則（平成 6 年福井県指令市第 662 号）

この規約は、福井県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成 7 年福井県指令市第 710 号）

この規約は、福井県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成 11 年福井県指令市第 443 号）

この規約は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年福井県指令市第 1463 号）

この規約は、福井県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成 17 年福井県指令市第 388 号）

この規約は、福井県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成 17 年福井県指令市第 1371 号）

この規約は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年福井県指令 18 市第 1635 号）

この規約は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年福井県指令市第 356 号）

この規約は、福井県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成 23 年福井県指令市第 304 号）

この規約は、福井県知事の許可のあった日から施行する。

#### 別表 基金出資割合

均 等 割	3 0 %
人 口 割	7 0 %

備考 人口割に用いる人口については、直近の国勢調査人口による。